

平成25年9月吉日

各位

弁理士同友会
幹事長 粕川 敏夫
研修担当副幹事長 徳増あゆみ
研修委員長 笹野 拓馬
東海担当副幹事長 佐久間卓見
東海委員長 助廣 朱美
電話(笹野) 03-3224-0244

第9回研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、北海道大学の田村善之先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことに致しました。参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、10月11日(金)までにFAXまたはeメールにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、本研修は、テレビ会議システムを利用して日本弁理会東海支部室にも中継して実施致します。

また、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中)、所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。遅刻・早退・中座をされると、単位認定の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

敬具

記

テーマ 『特許権侵害に対する賠償額の算定と差止めの制限に関する裁判例の最新動向
- ごみ貯蔵機器事件知財高裁大合議判決と
アップル対サムソン事件東京地裁判決を契機として - 』

特許権侵害に対する損害賠償に関して、特許法102条2項の侵害者利益の推定を受けるためには特許権者が実施していることを要しないとした大合議の知財高判平成25.2.1平成24(ネ)10015[ごみ貯蔵機]、アップルジャパンから三星電子に対して提起された債務不存在確認訴訟において、被告(サムソン)がFRAND宣言をしていたにもかかわらず、誠実交渉の義務を尽くさないで行う損害賠償請求は「権利の濫用」に当たるとして、原告(アップル)の損害賠償請求権不存在確認請求を認容した東京地判平成25.2.28平成23(ワ)30843[移动通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置]を中心に関連裁判例を紹介し、損害賠償額の算定や差止請求権の制限の可能性に関して検討する。

講師 田村 善之 先生(北海道大学大学院法学研究科教授)
日時 平成25年10月18日(金) 午後6時30分～8時40分
場所 弁理士会館地下 B1 - AB会議室
会費 登録3年未満(未登録含む)：無料(会員・非会員とも)
登録3年以上：同友会会員1000円 非会員4000円

申込書は次ページ

研 修 会 申 込 書

研修委員長 笹野 拓馬 宛 FAX : 03 - 3584 - 5084

E-Mail : t-sasano[AT]pa2.so-net.ne.jp

([AT]を@に変換して下さい)

10月18日(金)の第9回研修会(東京会場)に参加を申込みます。

ご氏名

同友会会員 ・ 非会員 (いずれかに 印)

登録3年未満 (該当する場合に 印)

登録番号

連絡先TEL

E-Mail
